

# 安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想策定業務委託 仕様書

## 1 業務名称

安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想策定業務委託

## 2 業務期間

契約の日から令和6年10月31日まで

## 3 委託上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 業務対象箇所

安曇野市明科地域

## 5 業務目的

令和4年4月1日付けで一部過疎地域の指定を受けた安曇野市明科地域は、各種リバーアクティビティが楽しめる「犀川」や、北アルプスの雄大な眺望やスカイスports、トレッキング等が楽しめる「長峰山」等、エリアの各地にアウトドアアクティビティ・Sports等が楽しめる環境に恵まれている。

また、明科地域の中心市街地近くに位置する「あやめ公園・龍門淵公園」は、県内随一の花菖蒲の名所として知られ、市民の憩いの場・集いの場となっている。この公園内を流れる「前川」はカヌーの競技場として長年親しまれており、県外からも多くの競技者が訪れる交流拠点となっている。

本業務は、こうした既存のアウトドア資源を活用して、過疎地域となった明科地域に賑わいを創出し活性化していくための拠点となる「安曇野市東部アウトドア拠点」の整備に向け、「安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想」を策定するものである。

明科地域のポテンシャルを活かし、市民にとって集いやすい・活用しやすい場となるよう、また、観光・交流拠点として高い誘客性・機能性を有する場となるように、多様な市民の声や専門的知見を取り入れ、事業方針や内容、収益性等を取り纏めるものである。

## 6 業務内容

本業務では、明科地域の象徴的なアクティビティであり中心市街地の活性化への寄与が期待されるカヌー競技場及びその周辺におけるウォーターアクティビティの環境整備も含めて検討する。加えて、トレッキング等の各種アウトドアアクティビティへの誘導・導線も踏まえた検討も行う。

また、明科地域における地域資源の活用や市民の意向の反映に十分に留意するとともに、

今後整備する施設が魅力ある施設として持続的に維持・運営ができるように、事業性や地域住民も含めた維持・運営体制の構築等を見据え、下記の業務を行うものとする。

なお、ウォーターアクティビティの環境整備に当たっては、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」の活用を想定していることから、本業務で策定する基本構想に基づいた「かわまちづくり計画」の策定及び登録申請に当たっての支援を併せて行うものとする。

#### (1) 業務計画及び準備

業務内容や工程を精査し、円滑な業務遂行に向けて業務計画を作成する。

#### (2) 地域資源調査

- 今後整備する「安曇野市東部アウトドア拠点」を、明科地域を中心に安曇野市の魅力に触れられる起点として、様々な魅力を発信・紹介できる場としていくために、アウトドアアクティビティ・スポーツ等を中心とする明科地域固有の資源や、連携可能性のある市民・事業者等に関する調査を実施する。
- 拠点の設置場所選定の検討材料とするため、過去の整備経過や、土地利用、法規制等の整理を行う。

#### (3) 参考事例・類似事例調査

拠点整備の趣旨・目指す方向性を踏まえ、整備や運営、市民との連携方法等に関する参考事例・類似事例の調査を行う。

#### (4) 地域住民との意見交換会の実施

整備する施設が、市民にとっても集いやすい・活動しやすい場であるとともに、地域の魅力をより効果的に発信できる場とするために、下記のとおり地域住民との意見交換会を実施する。また受託者は、意見交換会の企画、進行、運営を行うとともに、意見集約、会議録の作成を行うものとする。

##### ① 意見交換会の種類と開催回数

以下、3つの部会を最低2回ずつ開催する。

##### (ア) ウォーターアクティビティ部会

拠点の重要な要素であるウォーターアクティビティについて、同分野の推進に関係する事業者、団体及び個人等から意見・アイデア等を集める

##### (イ) 里山アウトドア部会

里山でのアウトドアについて、同分野の推進に関係する事業者、団体及び個人等から意見・アイデア等を集める

##### (ウ) 市民部会

地域住民から事業に関する意見・アイデア等を集める

② その他

①については安曇野市が想定するものであり、①以外にも意見交換を必要とする場合や、より効果的な部会の分類やその他有効な手段がある場合は、受託者の提案により地域住民との意見交換を行うものとする。

(5) 安曇野市東部アウトドア拠点整備イメージの検討

当業務での検討事項・意見等を踏まえ、安曇野市東部アウトドア拠点整備の施設・機能の配置等の検討を行い、施設の詳細設計の素材となりうるイメージ図を策定する。必須機能として、下記を含むものとする。

・ センターハウス機能

拠点施設利用者の利便、誘客に資するとともに、市内のアウトドアアクティビティ及び明科地域の活性化に資する機能を有するもの

・ ウォーターアクティビティ機能

カヌー競技場その他ウォーターアクティビティを行うための機能

(6) 事業性・施設管理方法・運営体制の検討

整備後の当施設が、魅力ある施設として持続的に維持・運営ができるように、施設全体の運営の事業性（ターゲット設定、コンセプト立案、事業・取組内容立案、収支計画等）、また、施設管理方法、地域住民も含めた運営体制等について、検討を行う。

整備に当たり活用可能な補助金等についても、研究検討を行う。

(7) 安曇野市東部アウトドア拠点整備 基本構想策定委員会の開催

上記調査・検討事項を踏まえ、構想策定に関する安曇野市との協議・検討・承認の機会として、「安曇野市東部アウトドア拠点整備 基本構想策定委員会」を開催する。契約期間内に、おおむね5回の開催を想定する。

(8) 専門的知見の確保

(5)のウォーターアクティビティ機能の検討に当たっては、拠点の必須要素として高い機能性や事業性を有するものとするため、当分野における専門的知見を有する者を招へいするものとする。また、その他アウトドアの分野については、必要に応じて各分野に精通した者の意見を取り入れるものとする。

なお、ウォーターアクティビティの専門的知見を有する者及びその他アウトドアに精通した者の招へいに係る費用は、本業務委託料に含まれるものとする。

(9) 安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想の策定

上記(1)～(8)の調査・検討事項を踏まえ、「安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想」の策定を行う。

基本構想の策定に当たっては拠点施設のほか、(1)～(8)の調査・検討事項を踏まえた各地域資源の活用の可能性について示すこと。

(10) 「かわまちづくり支援制度」登録支援

上記(9)により策定した基本構想の内容を踏まえ、かわまちづくり支援制度の登録に必要な下記業務を行う。

① かわまちづくり計画の作成

計画の作成に当たっては、国土交通省の『「かわまちづくり」支援制度実施要領』及び『かわまちづくり計画策定の手引き』を十分理解した上で行うこと。

② かわまちづくり計画申請書の作成

国へ提出するかわまちづくり計画申請書の作成を行う。国との協議の際には、必要に応じて資料作成等の支援を行う。

## 7 成果品

(1) 業務内容に含まれる調査結果

(2) 安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想（簡易製本）

※今後の詳細施設設計の素材となりうるイメージ図を含む。

(3) 安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想（概要版）

(4) かわまちづくり計画

(5) かわまちづくり計画申請書

(6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

(7) 本業務で取得、利用又は作成した資料

(8) 上記(1)～(7)に係る電子データ（CD-R等）

※提出する電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPointによるもの、もしくはPDF形式を基本とし、ウイルス対策を行い提出するものとする。その他のデータ形式を用いる場合は、発注者と協議を行う。

## 8 業務受託における注意事項

(1) 業務に必要な資料情報等で安曇野市が所有するものについては貸与する。なお、業務終了後は、協議の上、返還又は廃棄すること。

(2) 個人情報の取扱いについては、安曇野市の個人情報保護制度に基づき、必要な措置を講ずること。

(3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報は、受託業務の遂行等以外の目的に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

(4) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、別途協議が必要な場合は、この限りでない。

(5) 受託者は、成果品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成

果品に関して著作権等の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- (6) 新型コロナウイルス蔓延や災害等その他不測の事態により、業務の全部又は一部の実施が困難となった場合は、委託者と対応策を別途協議し、対応すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (8) 本仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがある。